

## 第2節 風水害

### 第1 被害想定のかえ方

---

風水害には、洪水害・浸水害、高潮災害、土砂災害、風害などがあるが、山と海に囲まれた地形を有する本市では、いずれの災害も発生する可能性が高い。

風水害をもたらす原因としては、主に台風の接近による豪雨や強風の他、梅雨前線の停滞であることから、これらの過去の被災の状況を踏まえるととも、近年増加傾向にある局地的な集中豪雨等の事例も参考に、本市内で発生し得る風水害の想定を行う。

## 第3 災害の想定

過去に発生した豪雨、台風による災害状況や近年発生した局所的集中豪雨の事例を考慮し、本市域で発生する災害想定としては、洪水害・浸水害、土砂災害（急傾斜地、土石流、地すべり）を対象とし、以下に示す水害や土砂災害の危険箇所等への対応を検討する。

### 1 洪水害・浸水害

#### (1) 洪水害

国土交通省及び徳島県では、水防法第14条の規定に基づき、円滑かつ迅速な避難を確保し被害の軽減を図るため、浸水想定区域図を策定している。

#### (2) 浸水害

徳島県及び徳島市では、水防法第14条の2の規定に基づき、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し被害の軽減を図るため、雨水出水浸水想定区域図を策定している。

### [資料編]

#### 13-3 浸水想定区域図（概要）

### 2 土砂災害

徳島県では、土砂災害防止法第7条に基づき、土石流、急傾斜地の崩壊、地すべりなどの土砂災害が発生した場合に、市民等の生命や身体に危害が生じるおそれがある区域を、発生原因ごとに土砂災害警戒区域として指定している。本市においても、土石流、急傾斜地及び地すべりの警戒区域や特別警戒区域が指定されている。

また、その他に土砂災害に関する危険箇所として、山地災害危険箇所、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業箇所等があり、これらについても警戒対象として考慮する。

これらの指定区域については資料編参照。

### [資料編]

- 11-2 急傾斜地崩壊危険区域一覧表
- 11-3 地すべり防止区域一覧表
- 11-4 山地に起因する災害危険地一覧表
- 11-5 砂防指定地38箇所
- 11-6 土砂災害警戒区域等一覧表
- 11-7 土砂災害発生時における報告様式

## 第6 かんがい用水路の点検

---

農業用かんがい用水路及びこれらの工作物を管理する団体は、その機能を点検し災害予防措置を講ずるものとする。

## 第7 樋門・水門・排水機場の点検

---

港湾・河川等に設ける樋門・水門・排水機場の管理者はその機能を点検し、又は差戸を整備し災害時にその開閉が容易にできるように措置を講ずるものとする。

## 第8 水防資機材等の点検整備

---

水防倉庫の管理者は水防倉庫に備蓄する水防用資機材を点検し、常に活用できるよう整備しておくものとする。

## 第9 避難所の選定

---

浸水・高潮・土石流・がけくずれ・地すべりに対して安全な場所・建築物を地区毎に数箇所選定し、避難予定場所として市民に周知する。

## 第10 地下空間を有する施設の浸水対策

---

ビル地下室、地下駐車場等の地下施設（以下「地下空間」という。）に対し、集中豪雨や洪水（以下「豪雨等」という。）による浸水被害の発生や拡大の未然防止を図るための対策を推進する。

### 1 地下空間の実態調査

豪雨等、地下空間の浸水による災害の被害を最小限に止めるため、関係する機関の立場に応じた実態調査に努めるとともに、相互間において情報を交換する。

### 2 豪雨等に対する危険性の啓発

関係者に対し、豪雨等によって生じる地下空間への急激な浸水や水圧によるドアの開閉障害等の危険性を周知、啓発する。

### 3 豪雨等に関する情報の敏速な伝達

豪雨等に際して、関係者が適切な対応が行えるよう、豪雨等に関する情報の迅速かつ的確な伝達に努める。

### 4 避難体制の確立

関係者は、豪雨等に対して地下空間と地上階との連絡（連携）方法を含めた円滑な避難誘導計画の整備を図るとともに、浸水被害の発生を想定した訓練実施に努める。

### 5 地下空間への浸水被害の軽減

地下空間への利用が高度に発展し、浸水による災害が発生する恐れのある地区においては、雨水対策下水道事業及び河川事業を連携した重点的な対策に努める。

## 第11 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設への洪水予報等の伝達

---

浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、当該施設の利用者の雨水出水・洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の現況を把握し、施設管理者が適切な対応ができるよう、洪水予報等の的確かつ迅速な伝達に努めるものとする。

## 第12 雨水出水・洪水時における避難対策等の普及啓発

雨水出水・洪水時は、市民に対して各種の情報が伝達されるが、市民の避難行動に直結するには、市民自ら自宅の浸水する深さなど、雨水出水・洪水の危険性を認識することが大切である。

また、安全に避難するには、住居、勤務先及びその周辺の雨水出水・洪水時の状況や避難場所等を正確に把握しておく必要があることから、浸水想定区域図やハザードマップ等を活用して、雨水出水・洪水時の知識や心得などの普及啓発に努める。

普及啓発事項	
避難活用状況	災害学習状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水予想と浸水深</li> <li>・ 避難の必要な地域</li> <li>・ 洪水到達予想時間</li> <li>・ 避難情報等の伝達手段</li> <li>・ 避難所の位置</li> <li>・ 避難方法等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水害に関する心得</li> <li>・ 避難時の持ち物</li> <li>・ 水害への備え</li> <li>・ 気象情報等に関する知識</li> <li>・ 洪水予報等に関する知識</li> <li>・ 緊急連絡先等</li> </ul>

### 〔資料編〕

- 1 1 - 1 要配慮者利用施設一覧表
- 1 3 - 3 浸水想定区域図（概要）
- 1 3 - 4 公共下水道による整備
- 1 3 - 5 都市下水路事業による整備
- 1 3 - 6 都市浸水対策事業による整備

## 第6節 土砂災害等の予防対策の推進

【主管部】	都市建設部
【関係部】	危機管理局、消防局
【関係機関】	徳島県県土整備部砂防防災課、徳島県東部県土整備局

### 第1 趣旨

本節は、災害の発生が予測される危険箇所について、防災体制の整備、予防措置の指導及び発生を予測するシステムの整備を行い、市民の安全確保に努めるための対策について必要な事項を定める。

### 第2 土砂災害警戒区域等における防災対策

土砂災害から人命を守るため、土砂災害の恐れのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するものとする。

#### 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

土砂災害により被害を受ける恐れのある区域の地形、地質及び対策施設設置状況等については、県が基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行うものとする。

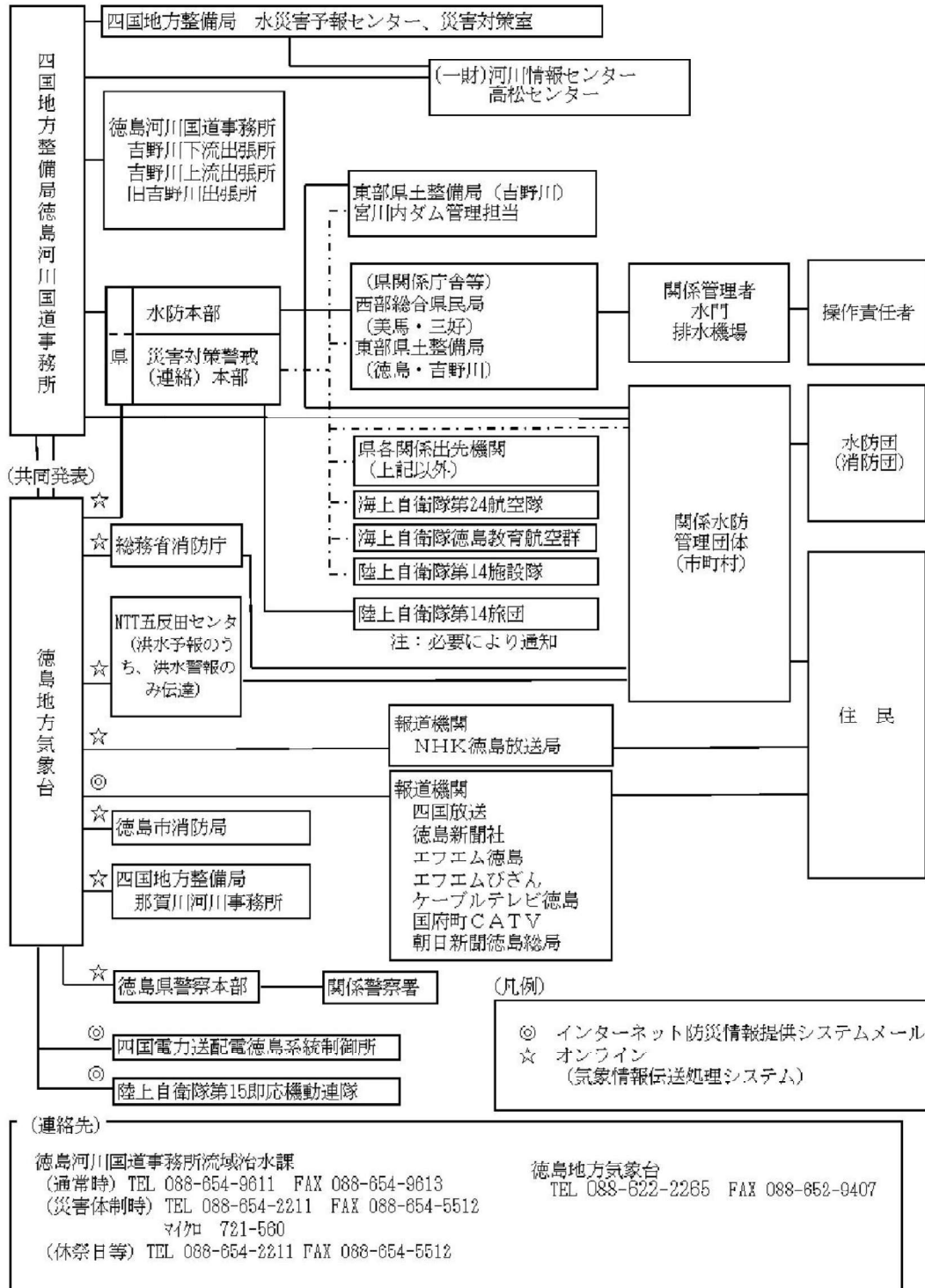
#### 2 指定区域内での開発規制

土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について規制を行うとともに、土砂災害時に著しい損壊が生じる恐れのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行うものとする。

イ 指定河川洪水注意報・警報の情報伝達系統

徳島地方気象台と国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所（吉野川）及び徳島県（勝浦川）が共同で発表する指定河川洪水予報に関する通報

(ア) 吉野川



告し、及び急を要すると認めるときは、避難のための指示を行うことができる。（災害対策基本法第60条）

なお、避難のための立ち退きがかえって危険を招くおそれがある場合は、住民に対して屋内での待避等の安全確保措置を指示するものとする。

また、市長は、災害の発生する可能性が高まり、高齢者など、避難に時間を要する者が、避難を始めなければならないと認めるとき、及びその他の者が、必要に応じ普段の行動を見合せ始めたり、避難準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難を始めなければならないと認めるときは、「高齢者等避難」を公表するものとする。

ア 災害現場派遣職員への権限の委任

市長は、緊急を要する場合の避難の迅速化を図るため、市長の命を受け災害現場に派遣された職員に避難情報発令の権限を委任する。

また、地震による津波からの避難については、市長は、通信施設の不通等により連絡がとれないことを勘案し、避難情報の発令の権限をあらかじめ消防局長（不在時は、消防局勤務職員の最高責任者）に委任する。

市長の権限の委任を受けた職員が、避難の指示等を行った場合は、速やかにその状況等を市長に報告し、以後の指示を受けるものとする。

イ 補助機関による代行

市長が不在の時又は市長が避難の指示等を行えない場合には、あらかじめ市長が定めるところにより市長の補助機関である職員が市長の職務を代行することができる。

なお、この場合、速やかにその状況を市長に報告し、以後の指示を受けるものとする。

ウ 知事による代行

災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時、二次災害等から人の生命又は身体を保護するため、市長に代わって知事が避難の勧告又は指示を行うことができる。（災害対策基本法第60条5項）

(2) その他の機関等の措置

区分	種別	実施者	避難の指示等を行う場合及び関係法令
避難の指示	災害全般	警察官 海上保安官	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき避難のための指示をすることができる。 （災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条、港則法第39条）
		災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	上記において、警察官がその場にいない場合に限り、警察官職務執行法第4条の準用により避難のための指示をすることができる。（自衛隊法第94条）
	洪水又は高潮の氾濫	県知事又はその命を受けた職員、水防管理者	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき、避難のための指示をすることができる。（水防法第29条）
	地すべり	県知事又はその命を受けた吏員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、避難のための指示をすることができる。（地すべり等防止法第25条）

(3) 避難の指示等の内容

市長、その他の避難の指示等を実施する者は、次の内容を明示して行う。

ア 避難の指示等の発令者

イ 避難の指示等を要する理由

ウ 避難の指示等の対象地域

エ 必要がある場合は、避難先、避難経路、注意事項